

人口・世帯 ( )内は前月比/前年同月比	
合計	=211,297人 (+137/+3,199)
男	=103,762人 (+63/+1,504)
女	=107,535人 (+74/+1,695)
世帯	=89,542世帯 (+86/+1,990)
予算	
一般会計	=880億4,619万3千円
特別・公営企業会計	=458億6,140万6千円

特集: 障害のある方もない方も

令和6年4月から  
合理的配慮の  
提供義務化

## 今日からできる「配慮」

# みんなが暮らしやすいまちへ

事業者による障害のある方に対する「合理的配慮」の提供は、これまで努力義務とされてきましたが、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から義務化されます。

を認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、私たちができることを紹介します。「合理的配慮」や障害の特性などを知り、みんなが暮らしやすいまちをつくっていきましょう。

今号では、障害のある方もない方も、互いにその人らしさ 障害者支援課 ☎7150-6081

## 「合理的配慮」をご存じですか？

日常生活や社会生活において提供されている設備やサービスを利用するとき、障害のない方は簡単に利用できても、障害のある方にとっては利用が難しく、結果として障害のある方の活動が制限されてしまう場合があります。「合理的配慮」とは、行政機関や事業者などが、障害のある方から活動を制限する社会の設備や制度、慣行・観念などの社会的バリア(障壁)を取り除くための対応の申し出があったとき、過重でない範囲で対応することです。

手助けを必要としている  
障害のある全ての方が対象です

合理的配慮が必要な「障害者」とは、障害者手帳をお持ちの方だけでなく、体や心の働きに障害のある方で、その障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活で制限を受けている全ての方を指します。

目的の営利・非営利を問わず、  
合理的配慮の提供が必要です

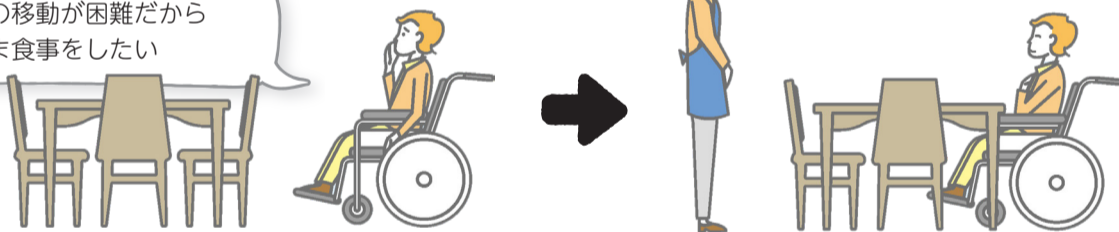
合理的配慮を提供しなければならない「事業者」とは、企業や団体・店舗など、営利・非営利や個人・法人を問わず、同じサービスを反復継続する意思をもって行う方です。個人事業主やボランティア活動を行うグループなども含まれます。

## 例えばこんな「合理的配慮」の提供があります

出典:内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます!」をもとに作成

### ケース1 飲食店を利用したいAさん(肢体不自由の方)

飲食店のいすへの移動が困難だから  
車いすのまま食事をしたい

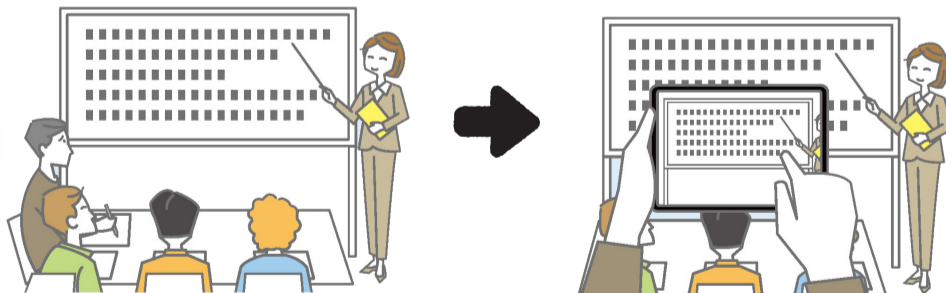


解決

テーブルに備え付けのいすを片付け、車いすのまま着席できるスペースを確保した。

### ケース2 セミナーに参加しているBさん(学習障害のある方)

文字の読み書きに  
時間がかかるので、  
ホワイトボードの文字を  
最後まで書き写すことが  
できない



解決

書き写す代わりに、スマートフォンやタブレットなどでホワイトボードを撮影できることとした。

### 事業者向け対応指針のご確認を

事業者の事業を所管する国の行政機関では、事業者が適切に対応できるようにするため、「対応指針」を定めています。合理的配慮の具体例や業種ごとの留意事項などを確認する際には、内閣府ホームページ(=二次元コード)でまとめられている対応指針もあわせてご覧ください。

なお、対応指針に関する事業分野ごとの相談窓口は相談窓口一覧(=二次元コード)でご確認いただけます。



対応指針  
(内閣府ホームページ)



相談窓口一覧

### 井崎市長からのメッセージ

ちょっとした配慮をすることでみんなが暮らしやすいまちに

市内には、障害者手帳を所持している方が約7,200人おられ、さらに障害者手帳を取得していない方の中にも、日常生活や社会生活で手助けを必要としている方がたくさんおられます。

手助けを必要としている方との対話を通じてお互いを理解し、ちょっとした配慮をすることが、みんなが暮らしやすいまちにつながります。

障害にはさまざまな特性があり、人によって程度も異なります。それぞれの特性や必要な配慮を学び、共に生きやすい社会をつくりましょう。



流山市長  
井崎 義治

2・3面 で障害の特性と配慮の一例を紹介します



共生社会の実現には事業者だけでなく  
一人ひとりの配慮や心掛けが必要です

# 私たちが今日からできる配慮

障害には、さまざまなものがあります。障害の特性に応じて、私たちができる配慮の一例を紹介します。ただし、実際には障害のある方の状態やその場の状況に応じて、接することが大切です。

## 視覚障害

### 特性

視力や視野など、見る機能についての障害です。視覚から情報を得られず他の感覚を活用する人もいれば、適切な配慮や器具によって視覚の一部を活用できる人もいます。

### 配慮の一例

- 「こちら」「あちら」などの指示語ではなく、「30センチメートル右」「2歩前」というように、位置関係を分かりやすく伝える。
- パソコンなどで音声読み上げ機能を使うように資料のテキスト形式のデータを提供する。



## 当事者の声

### 「障害者支援」という言葉が必要ないまちになるといいですね

流山市視覚障害者協会 会長 染谷 雄一さん



私たち視覚障害者協会は、流山市内の視覚障害者はもちろんのこと、障害がある全ての方に、何が出来るかを考えながら活動しています。私たち障害がある者の視点から合理的配慮をより進めていくには、困っている人を見かけたら、気軽に声を掛けていただける環境をつくるのが大切だと考えます。障害者は声を掛けられたら、びっくりしてうまく返事ができないこともあります。しかし、それは気にせず、また声を掛けてほしいです。困っている人がいたら声を掛ける。これが当たり前になり、最終的には「障害者支援」という言葉が必要ないまちになるといいですね。

## 知的障害

### 特性

知的機能の障害が発達期に表れ、日常生活や社会生活に支障が生じている状態をいいます。不安なときに奇声を発したり、問題行動を起こしたりします。

### 配慮の一例

- ゆっくりはっきり、やさしい言葉で分かりやすく伝える。
- こだわりやおも返しなど、個々の特性があるので、丁寧に対応する。



## 精神障害

### 特性

統合失調症、うつ病、パニック障害、てんかん発作など、さまざまな疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。

### 配慮の一例

- 細かく決まった時間や多人数の集団で行動することが難しいときには、時間やルールなどの柔軟な運用を行うようにする。
- 情緒不安定になりそうなどときには、別室などの落ち着いた場所で休めるようにする。



## 肢体不自由

### 特性

四肢(手や足)、体幹などにまひや欠損などの障害がある状態をいいます。

### 配慮の一例

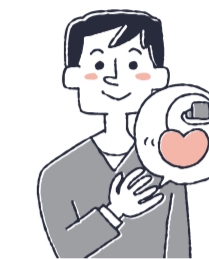
- 車いすを使用している人のために、車いすのまま机の下に足が入るようにするなど、窓口や机などの構造や位置に配慮する。
- その人に応じた読み書きの際の代筆・代読、手助けなどを行う。また、時間に余裕を持って対応をする。



## 内部障害

### 特性

肢体不自由以外の体の内部の障害で、各機能(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、HIVによる免疫、肝臓)のいずれかの障害により、日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。外見からは障害のあることが分かりにくい場合があります。



### 配慮の一例

- 症状に波があるため、症状に応じた柔軟な対応を行うようにする。
- ペースメーカーや人工呼吸器などが必要になる場合があるため、それらの機器の使用について配慮する。

## 聴覚障害

### 特性

聞くことだけでなく、会話をする、情報を得ること、伝えることが困難な障害です。

聴覚障害の状況は人によって異なり、全く聞こえない人も、補聴器なしで会話聞き取れる人もいます。



### 配慮の一例

- 聴覚障害のある人と音声で対話する際は、ゆっくり、はっきり、口元が見えるように対面で話をする。
- 難聴者や補聴器などで聴力を補っている人には、できるだけ騒音や雑音の少ない場所で対応する。
- 状況に応じて筆談、手話通訳、要約筆記などの利用も検討する。



出典：千葉県「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」をもとに作成

## あなたの身近にも配慮を必要としている方がいます

### 約30人に1人が障害者手帳を持っています

市内には障害者手帳を所持している方が約7,200人います。これらの手帳をお持ちの方をはじめ、障害や病気により支援や配慮を必要としている方は皆さんの身近にもたくさんいます。

### 障害者手帳所持者数(令和5年3月末時点の延べ人数)

身体障害者手帳(注)	4,220人
療育手帳	1,219人
精神障害者保健福祉手帳	1,790人
合計	7,229人

注:視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、内部の障害や肢体不自由

### このマークを見かけたら思いやりのある行動を

ヘルプマークやヘルプカードなどは、外見からはわからないが、周囲の方に配慮などを必要としていることを知らせるマークです。

このマークを見かけたら、電車などで席を譲ったり、困っているようであれば声を掛けたりするなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク



ヘルプカード



コミュニケーションベスト

## 「合理的配慮」には対話が大切です

困っている方への対応に当たっては、障害のある方と事業者との間の「対話」を通じて相互理解を深め、共に対策を検討していくことが大切です。

障害のある方からの申し出への対応が難しい場合でも、互いに持っている情報や意見を伝え合うことで、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

## 手話を学んでみませんか?

### 地域や職場で手話講座を開催

手話の普及促進の一環として、手話出前講座を実施しています。出前講座では市職員や手話の講師が出向いて、手話言語条例の説明を受けた後、実際に手話の実技を体験できます。

全ての方にとってのやさしいまちを思い描きながら、地域や職場の仲間と一緒に楽しく手話を学んでみませんか。

原則平日10時～16時のおおむね90分間を限度に開催  
※受講団体が用意  
※市内在住・在勤・在学の方で構成する10人以上の参加が見込まれる団体

無料※会場利用料などは受講団体が負担  
※市役所障害者支援課で配布の申込書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を明記の上、開催希望日の30日前までに☎270-0192流山市役所障害者支援課へ郵送またはファクス

☎7150-6081 FAX7158-2727

ID 1031438

## 当事者の声

### 手話が言語として、もっと身近になるように

流山市デフ協会 会長 小野寺 夏樹さん



デフ(ろう者)とは、耳が聞こえない、聞こえにくい人のことを言います。私たちデフ協会は、ろう者同士の交流を第一に、ろう者の実像・特性を理解してもらい、手話言語の普及につながるための活動を行っています。

流山市では平成31年に手話言語条例が制定され、「手話は言語」と定義されました。手話が禁止されていた時代と比べると、だいぶ変わりましたが、実際の生活の中での手話の広がりはまだまだと感じています。

皆さんは手話と聞くと少し難しく感じるかもしれませんが、普段の身ぶり手ぶりと似たものがたくさんあります。まずは簡単な手話を覚えるでもいいでしょうし、手話ができなくても何か通じるための工夫をしてもらえればうれしいです。一人ひとりのほんの少しの配慮がろう者を孤独から解放し、みんなが暮らしやすいまちの実現につながるのではないかと思います。



# 障害者虐待はあなたの身近に潜んでいます

私たちの周りでは、障害のある方の尊厳を傷つけるさまざまな虐待が発生する可能性があります。障害者虐待は、障害のある方を養護する家族や福祉施設の職員、勤め先の経営者からなど、さまざまなケースがあります。

「虐待を受けている」または「虐待を受けていると思われる方を発見した」場合は、相談窓口(別表)にご連絡ください。

## これは虐待です!

区分	具体例
身体的虐待	たたく、殴る、蹴る、つねる、無理やり食事を口に入れる、部屋に閉じ込める
性的虐待	性器への接触、性的行為の強要、キスする、裸にする、わいせつな画像を見せる
心理的虐待	怒鳴る、おどす、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視する
放棄・放置(ネグレクト)	食事を十分に与えない、不潔な住環境で生活させる、病院を受診させない
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、財産や預貯金を着服する、日常生活に必要なお金を与えない

## 通報・届け出をした方の情報は守られます

通報・届け出をした方の情報は慎重に扱われ、通報・報告を受けた職員には守秘義務が課せられます。通報したことで、個人情報や漏れたり、不利益な扱いを受けたりすることはありません。

### 相談窓口

相談先	所在地	連絡先
市役所障害者支援課 (流山市障害者虐待防止センター)	平和台1-1-1	☎7150-6081 FAX 7158-2727
西深井地域生活支援センター すみれ	西深井390-1	☎7154-6202 FAX 7192-6200
相談支援センター まほろば	野々下1-319	☎7196-7803 FAX 7147-2680
相談支援事業所 PHARE	南流山1-14-8	☎7136-2933 FAX 7136-2644

## 障害のある方の「働きたい」と「働き続ける」をサポート

### 障害者就労支援センター

☎・FAX 7155-6421 ID 1001039  
✉ shougaisien@city.nagareyama.chiba.jp

障害者就労支援センターでは、一人で就職先を見つけることが難しい方や職場で障害への理解・配慮を得て働くことを希望される方の就職活動を無料でお手伝いします。また、就職後も、働き続けるための就労相談を行っています。

なお、障害福祉サービスの就労継続支援事業所に在籍されている方も、併用してご利用いただけます。

▷ 受付時間 = 平日、第4日曜いずれも9時~17時  
※事前予約

▷ 所在地 = 駒木台238-1



就職のための準備訓練の様子

### 〈利用の流れ〉

#### ステップ1

電話・ファクス・メールで面談の予約をする

#### ステップ2

ご本人やご家族、関係者と面談

#### ステップ3

センターで支援を受ける場合は利用申請をする

## 障害者による作品・パネル展示を実施

12月3日~9日は障害者週間

障害者週間に合わせ、市内の障害者団体や障害福祉施設などによる作品・パネル展示を行います。



さまざまなパネル展示から、障害のある方の思いや考えを直接感じてみませんか。なお、作品・製品の販売はありません。

☎ 12月4日(月)~15日(金)8時30分~17時15分  
※平日のみ

市役所 1階ロビー  
障害者支援課

☎ 7150-6081 FAX 7158-2727

## 障害があっても、スポーツが生きる勇気に

2023ジャパンパラ水泳競技大会 400メートル自由形1位  
江戸川台西 篠田 健さん



私は、先天的に心臓の弁が閉まらない「弁膜症」という持病があったことが原因で、28歳の時に脳塞栓症を勤務中に発症し、現在は失語症と体の右半分が不随になっています。

発症当初、私は意識がほぼなく、医者からは手術をしても生存確率が25パーセントぐらいと言われていたそうで、生死の境をさまよいながら闘病を続けていました。その結果、容体は奇跡的に安定しましたが入退院を繰り返し、仕事に復帰したのは発症から1年半後でした。復帰当時は、体力がかなり落ちていたため、仕事や生活で大変苦労しました。

私は体力を少しでも回復させるため、ジムに通うようになり、そこで水泳に出会いました。最初は5メートルも泳げませんでしたが、毎日努力するうちに泳げる距離が少しずつ長くなり、今ではパラ水泳で日本一になることができました。今後は、パラリンピック出場を目標に頑張りたいです。

私がここまで頑張れたのは、後ろは見ずに前だけを見るようにしてきたからだと思います。入院している頃、医者からは「仕事復帰は難しい、ベッドから起き上がることもできないかもしれない」と言われていました。しかし、私は絶対に諦めない気持ちでリハビリをしていました。

この経験から、私は毎日諦めず努力することの大切さを学びました。今、障害などで苦労している方がたくさんいらっしゃると思いますが、ぜひ諦めず努力をしてほしいです。そうすれば、きっと願いが叶うと思います。

